

契約規程実施細則

〔平成17年10月1日〕
細則第16号

改正 平成18年6月29日細則第5号
改正 平成19年3月1日細則第23号
改正 平成19年3月29日細則第38号
改正 平成19年8月23日細則第14号
改正 平成20年1月24日細則第21号
改正 平成20年6月30日細則第8号
改正 平成20年7月23日細則第11号
改正 平成20年9月11日細則第14号
改正 平成21年3月19日細則第26号
改正 平成21年9月17日細則第11号
改正 平成22年4月30日細則第6号
改正 平成23年1月26日細則第19号
改正 平成23年3月24日細則第34号
改正 平成24年3月30日細則第33号

目次

第1章 総則（第1条—第2条）

第2章 競争契約（第3条—第33条）

第1節 共通事項（第3条）

第2節 競争参加資格（第4条—第5条）

第3節 一般競争契約・条件付一般競争契約（第6条—第28条）

第4節 指名競争契約（第29条—第33条）

第3章 随意契約（第34条—第41条）

第1節 競争入札後随意契約の特例（第34条）

第2節 随意契約の手続（第35条—第41条）

第4章 契約の締結（第42条—第46条）

第5章 契約の履行（第47条—第62条）

第6章 契約の解除及び変更（第63条—第70条）

第7章 雑則（第71条—第74条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、東日本高速道路株式会社契約規程（平成17年度規程第9号。以下「規程」という。）第16条の規定に基づき、会社における契約事務の手続を定め、適正な契約事務を行うことを目的とする。

（契約責任者及び検査責任者）

第2条 規程第3条で定める契約責任者については別表1、検査責任者については別表2のとおりとする。

2 本部長又は支社長は、必要があるときは、所属の執行役員又は社員に契約責任者の職務の一部を代行させることができる。

3 契約責任者の職務の一部を代行させる場合において、当該職務を代行させる社員（以下「代行責任者」という。）の範囲及び代行させる職務の範囲は、別表3のとおりとする。

4 代行責任者は、当該契約責任者に所属し、かつ、当該契約責任者の名においてその職務を処理するものとする。

5 契約責任者及び検査責任者（以下本条において「契約責任者等」という。）は、その職務の一部を処理させるため補助者をおくことができる。

6 契約責任者等は、補助者をおくときは、当該補助者の職務の範囲を明示して、辞令書又は補助者任命簿により任命するものとする。

第2条の2 本社の契約責任者は代表取締役の名において、また、支社及び事務所の契約責任者は自己の名において、契約手続を行うものとする。ただし、技術本部長が別に定める場合を除く。

第2章 競争契約

第1節 共通事項

(競争契約の方法)

第3条 規程第4条に定める競争契約の方法は、次のとおりとする。

- 一 一般競争 公告して申込者を募集することにより競争に付する方法
- 二 条件付一般競争 一定の条件を付した公告をして申込者を募集することにより競争に付する方法
- 三 指名競争 指名して申込者を募集することにより競争に付する方法

第2節 競争参加資格

(競争参加資格)

第4条 規程第5条に定める競争参加資格に関して、技術本部長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、工事、調査等、業務の委託、物品等の購買等その他についての契約の種類（以下「契約の種類」という。）ごとに、実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模、経営の状況その他必要な事項について、競争に参加するのに必要な資格を定めることができる。この場合において、必要があると認めるときは、契約制限価格に対応した等級の区分を定めることができる。

(資格の審査の申請)

第5条 技術本部長は、前条により資格を定めたときは、契約の種類ごとに、少なくとも3年に1回定められた時期に、又は必要のつど、一定の様式を定めて、競争に参加する者に対し、当該資格を審査するために必要な事項の申請を求めなければならない。

第3節 一般競争契約・条件付一般競争契約

(競争参加不適格者)

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当する者については、特別の理由がある場合を除くほか、競争への参加を認めてはならない。

- 一 民法に規定する制限行為能力者である個人（個人とは自然人をいう。以下本条において同じ。）
- 二 破産法に基づき破産手続開始の申立てをした法人

- 2 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者については、その事実が明らかになった日から2年間、競争への参加を認めないことができる。
- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした個人又は法人（当該行為をした法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。以下、本項において同じ。）
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した個人又は法人
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた個人又は法人
 - 四 監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた個人又は法人
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった個人又は法人
 - 六 会社に提出した書類に虚偽の記載をした個人又は法人
 - 七 その他会社に著しい損害を与えた個人又は法人
 - 八 前各号の一に該当する個人又は法人を、その該当する事実のあった日から2年以内に、会社との契約において使用した個人又は法人
- 3 契約責任者は、次の各号の一に該当する者については、その間において、競争への参加を認めないことができる。
- 一 会社と重大な利害の対立があり、かつその態様からみて契約の相手方として不適当であると認められる個人又は法人
 - 二 前号又は前項各号の一に該当する個人又は法人を、会社との契約において使用しようとする個人又は法人（当該行為をしようとする法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。）
- 4 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者については、その間において、競争への参加を認めてはならない。
- 一 破産法に基づき破産手続開始の申立てをした個人で、復権を得ない者
 - 二 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした個人又は法人で、再生手続開始の決定を得ない者
 - 三 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てをした法人で、更正手続開始の決定を得ない者
 - 四 経営状態が著しく不健全であると認められる個人又は法人
 - 五 市場競争を実質的に制限する行為があると認められる個人又は法人（当該行為があると認められる法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。）
 - 六 警察当局により、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請等の対象とされた法人

（一般競争契約にかかる参加資格）

第7条 契約責任者は、第4条に定める競争参加資格の有資格者であることのほか、必要があるときは、そのつど、契約ごとに、一般競争に参加するために必要な資格を定めることができる。

（条件付一般競争契約にかかる参加条件）

第8条 契約責任者は、第4条に定める競争参加資格の有資格者であることのほか、必要があるときは、そのつど、契約ごとに、条件付一般競争に参加するために必要な条件を定めることができる。

（委員会の設置）

第9条 契約責任者は、第7条の規定に基づき一般競争に参加するために必要な資格を定める場合又は前条の規定に基づき条件付一般競争に参加するために必要な条件を定める場合、若しくは第12条の規定に基づき当該競争参加資格又は条件（以下「競争参加資格等」という。）を満たすかどうかを審査する場合においては、委員会を設置し、これに諮るものとする。

2 前項に規定する委員会の構成及び運営については、別に定める。

（競争参加資格等の審査の申請）

第10条 契約責任者は、第7条の規定により資格を定めたとき又は第8条の規定により条件を定めたときは、競争に参加する者に対し、競争に参加する者の競争参加資格等の適否を判断するために必要な事項の申請を求めなければならない。この場合において、これらの事項は入札の公告で明らかにしておかなければならない。

（入札の公告）

第11条 契約責任者は、一般競争又は条件付一般競争に付するときは、原則として入札執行期日の前日から起算して少なくとも40日前に新聞紙、掲示その他の方法により当該入札を公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は契約の性質上必要がないと認める場合は、入札準備に支障のない範囲でその期間を短縮することができる。

（競争参加資格等の審査）

第12条 契約責任者は、一般競争又は条件付一般競争に参加する者が第10条の申請をしたときは、第7条に定める資格又は第8条に定める条件について、その者が競争参加資格等を有するかどうかを審査しなければならない。

（経営状態の審査）

第13条 契約責任者は、一般競争又は条件付一般競争に参加する者の経営状態その他について審査する必要がある場合は、競争に参加する者に対し、審査をするために必要な財務諸表その他の資料の提出を求め、十分な審査を行わなければならない。

（入札に必要な書類の交付）

第14条 契約責任者は、入札の公告を行ったときは、入札執行期日の前日までに、一般競争又は条件付一般競争に参加する者に対し、次の各号に掲げるもののうち、当該入札に必要な書類を交付するものとする。

- 一 契約書の用紙
- 二 入札者に対する指示書
- 三 共通仕様書
- 四 特記仕様書
- 五 設計書（金額が記載していないもの）
- 六 設計図（位置図、平面図等の図面を含む。）
- 七 その他当該入札に必要な書類
- 八 前各号の追録その他これを補足する書類

2 契約責任者は、必要があると認める場合は、一般競争又は条件付一般競争に参加する者から、前項により交付した書類を回収するものとする。

（現場説明等）

第15条 契約責任者は、一般競争又は条件付一般競争に付するときは、競争に付する事項について

の現場説明又は机上説明は、特に必要があると認める場合を除き、行わないものとする。

- 2 契約責任者は、特に必要があると認め、現場説明又は机上説明を行う場合は、場所及び日時を指定して行うものとする。

(入札ボンド)

第16条 契約責任者は、規程第7条に定める競争参加保証金に代えて、競争に参加する者から、別に定めるとおり、入札ボンドの提出を求める。

(契約制限価格の作成)

第17条 契約責任者は、規程第8条に定める契約制限価格を当該契約に関する仕様書、設計書等によって設定し、その契約制限価格を記載した書面（以下「契約制限価格書」という。）を封書にして、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。ただし、別に定める場合においては、封書にしないことができる。

(契約制限価格の設定方法)

第18条 契約責任者は、当該契約に関する価格の総額について、契約制限価格を定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う物品等の購買等の契約を締結しようとする場合は、単価について契約制限価格を定めることができる。

- 2 契約責任者は、前項の契約制限価格について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(契約制限価格の秘密保持)

第19条 契約責任者は、契約制限価格及び契約制限価格作成の基礎となった書類は秘密としなければならない。ただし、契約締結後は、契約制限価格を公表することができる。

- 2 契約責任者は、別に定める場合は、契約締結前に、契約制限価格を公表することができる。
- 3 前2項に規定する公表の方法その他必要な事項については別に定める。

(委任状等の確認)

第20条 契約責任者は、代理人又は使者によって入札に参加する者がある場合は、入札の執行に先立ち、代理人によって行う入札については委任状が、使者によって行う入札についてはこれを証する書面が、それぞれ正当なものであるかどうかを確認しなければならない。

(誓約書の提出等)

第21条 契約責任者は、入札に参加する者から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号）等に違反する行為を行っていないことを約する旨の誓約書の提出を受け又は協定の締結をしなければならない。

(入札書の投入)

第22条 契約責任者は、競争に参加する者に対し、入札書を、入札執行の場所及び日時に持参するよう指示しなければならない。ただし、第4項に定める場合及び別に定める場合は、この限りでない。

- 2 入札を執行する社員は、競争に参加する者に対し、入札書を、入札箱に投入するよう指示しなければならない。ただし、第4項に定める場合は、この限りでない。
- 3 契約責任者は、入札書の投入後、入札者が、その投入した入札書を引換え、変更又は取消することを認めてはならない。
- 4 電子入札システムによる場合は、入札書入力画面上において作成し、会社の指定する日時までに

電子入札システムにより提出するものとする。

(開札)

第23条 契約責任者は、開札を行うときは、公告に示した入札執行の場所及び日時に、入札者の面前において、入札者全員の入札書が投入されたことを確認したのち直ちに行う。ただし、電子入札システムによる場合は、入札者の面前において行うことを要しないものとする。

2 契約責任者は、前項の開札を行ったのち、落札予定者が決定する場合は最高又は最低入札者名及びその入札価格を、落札予定者が決定しない場合は最高又は最低入札価格のみを朗読することとする。ただし、入札者全員が電子入札システムによる入札の場合は、朗読を要しないものとする。

(入札の無効)

第24条 契約責任者は、開札を行ったときは、入札書を審査し、当該入札書が次の各号の一に該当すると認めた場合は、これを無効としなければならない。

一 入札金額が訂正してある場合

二 入札者の記名押印又はそれに代わる入札者の特定及び改ざんの阻止のための措置が欠けている場合

三 誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により意思表示が不明確な場合

四 入札の目的に示された要件と異なっている場合

五 条件が付されている場合

六 同一入札者の入札書が2通以上投入されている場合

七 再度入札の場合において、前回の最高額を下回る金額又は前回の最低額を上回る金額で入札されている場合

八 前各号に掲げる場合のほか、会社の指示によらない、又は入札に関する必要な条件を具備していない場合

2 契約責任者は、入札者が次の各号の一に該当する場合には、当該入札者の行った入札を無効としなければならない。ただし、別に定める場合は、第3号に掲げる事項に該当するときであっても、入札を有効とすることができる。

一 競争に参加するために必要な資格がないと認められる者が入札を行った場合

二 競争参加保証金の納入を必要とする入札において、これを納入していない者が入札を行った場合

三 郵便又は電報により入札を行った場合

四 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合

五 明らかに連合によると認められる入札を行った場合

六 社員の職務の執行を妨害して入札を行った場合

七 申請書等に虚偽の記載をしていると認められる場合

八 前各号に掲げる場合のほか、会社の指示によらなかった場合

3 契約責任者は、前2項の規定により入札を無効としたときは、直ちに入札者全員の面前で、当該入札を無効とする旨を明らかにしなければならない。ただし、電子入札システムによる場合は、入札者の面前において行うことを要しないものとする。

4 契約責任者は、落札者が無効の入札を行っていたと認めた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(再度入札)

第25条 契約責任者は、第23条第1項の規定により開札を行った結果、入札者の入札のうち契約制限価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに又は別に日時を定めて再度の入札を行うことができる。ただし、別に定める場合を除き、その回数は1回を限度とする。

2 契約責任者は、前項に規定する再度の入札を行うときは、当初の入札に参加しなかった者及び前条第2項の規定により入札を無効とされた入札者の参加を認めてはならない。

3 契約責任者は、第1項の規定により再度の入札を行うときは、契約制限価格その他の条件を変更してはならない。ただし、別に定める場合で、第23条第1項の規定により開札を行った結果又は第1項に定める再度の入札の結果、契約責任者が必要と認めて、自動落札方式及び価格協議方式にあっては最高又は最低入札者から順次に、総合評価方式にあっては最高の評価値を得た者から順次に、交渉を行う場合は、当初競争に付するときに定めた契約制限価格を変更することができる。

(落札者の決定方法)

第26条 契約責任者は、当該契約の内容、性質若しくは目的に鑑み、次の各号に掲げる方法のいずれかにより落札者を決定するものとする。

一 自動落札方式 契約制限価格（契約制限価格の設定を省略している場合については、設計額又はこれに準ずる適正な価格とする。以下、本条において同じ。）の制限の範囲内において、最高又は最低の入札価格を契約の価格とし、当該入札をした者を落札者とする方式

二 協議合意方式 契約制限価格の制限の範囲内において、最高又は最低の価格をもって入札をした者又はその者及び他の入札をした者とその価格について協議を行い、合意を得た場合に、その合意した価格を契約の価格とし、当該者を落札者とする方式

三 総合評価方式 契約制限価格の制限の範囲内において、価格及びその他の条件により算出する評価値が会社にとって最も有利な者を落札者とする方式

2 契約責任者は、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、前条第1項の規定に準じて、当該入札を行った2者以上の者による再度の見積りにより落札予定者を決定することとする。ただし、再度の見積りによってもなお落札予定者が決定しない場合又は再度の見積りによることが不適当と認められる場合は、当該入札を行なった2者以上の者によるくじ引きにより落札予定者を決定する。

3 契約責任者は、第1項各号の場合において、落札予定者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、自動落札方式及び価格協議方式の場合は最高又は最低の価格をもって申込み又は合意をした者、総合評価方式の場合は価格及びその他の条件により算出する評価値が会社にとって最も有利な申込みをした者を落札予定者とするすることができる。

4 契約責任者は、第2項ただし書きの場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない社員にくじを引かせることができる。

5 契約責任者は、落札予定者の入札価格の内訳又は工種ごとの単価その他について条件が付されている場合において、当該条件が満たされないときは、当該落札予定者を落札者とすることができない。

6 契約責任者は、第2項の規定により決定した落札予定者が契約を締結しない場合及び前項の規定により落札者とし不在場合は、契約制限価格の制限以内における次順位の価格をもって申込みをした者を落札予定者とすることができる。

(落札者の告知)

第27条 契約責任者は、落札予定者が決定した場合は、その者の氏名及び落札となるべき金額を、落札予定者がいない場合又は再度の入札を行おうとする場合は、その旨を、入札者全員に知らせなければならない。

(入札状況調書の作成)

第28条 契約責任者は、入札を執行したときは、すみやかに入札状況を明らかにした入札状況調書を作成しなければならない。

第4節 指名競争契約

(指名基準)

第29条 技術本部長は、競争への参加を求める者を指名しようとする場合において、必要があるときは、契約の種類ごとに、その指名する場合の基準を定めることができる。

2 前項の基準は、少なくとも次に掲げる事項について定めなければならない。

- 一 信用状態
- 二 過去の履行成績
- 三 技術的適性

3 第1項の基準は、前項各号に掲げる事項に加え、必要に応じて次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 手持ちの受注状況
- 二 地理的条件
- 三 その他別に定める事項

(競争参加者の指名)

第30条 契約責任者は、指名競争に付するときは、有資格者のうちから、前条第1項に定める基準により適正な者を選択して、競争への参加を求める者をなるべく10者以上指名しなければならない。

2 契約責任者は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、有資格者以外の者であっても競争への参加を求める者として指名することができる。

- 一 契約を緊急に締結する必要がある場合
- 二 特別の技術、経験等が必要である場合
- 三 共同企業体と契約を締結する場合
- 四 契約の種類ごとに年間の契約件数又は契約金額が僅少である場合
- 五 その他会社の業務遂行上特に必要と認める場合

3 契約責任者は、指名競争入札の結果、落札者が不在の場合において、さらに指名競争に付するときは、当該競争入札に参加した者を除外して指名しなければならない。

4 契約責任者は、落札者が契約を締結しない場合において、さらに指名競争に付するときは、当該落札者を除外して指名しなければならない。

(委員会の設置)

第31条 契約責任者は、前条の規定により競争への参加を求める者を指名する場合において、必要があるときは、契約の種類ごとに、合理的かつ適正な指名を行うための委員会を設けてこれに諮ることができる。

2 前項に規定する委員会の構成及び運営については、別に定める。

(指名通知)

第32条 契約責任者は、指名競争による場合において、当該競争への参加を求める者を決定したときは、次に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

- 一 入札に付する事項
- 二 契約条項を示す場所
- 三 入札執行の場所及び日時
- 四 その他必要な事項

(一般競争・条件付一般競争に関する規定の準用)

第33条 第6条及び第13条から第28条までの規定は、指名競争の場合に準用する。この場合において第14条第1項、第16条第4項及び第23条第1項中「公告」又は「入札の公告」とあるのは「指名通知」と読み替える。

第3章 随意契約

第1節 競争入札後随意契約の特例

(競争入札後随意契約)

第34条 契約責任者は、競争に付しても入札者がいないとき、落札者がいないとき若しくは再度の入札に付しても落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しないときは、再度の競争契約手続に移行することとし、随意契約による契約の締結は行わない。ただし、別に定める場合に限り、随意契約による契約の締結を行なうことができる。この場合においては、以下各項の規定により契約の締結を行なうこととする。

2 契約責任者は、競争に付した場合に入札者がいないときで、随意契約により契約を締結しようとする場合は、当該競争に参加するために必要な資格を有する者を契約の相手方としなければならない。

3 契約責任者は、競争に付した場合に落札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいないときで、随意契約により契約を締結しようとする場合は、当該競争に参加した者を契約の相手方としなければならない。この場合においては、自動落札方式及び価格協議方式にあつては、最高又は最低入札者から順次に、総合評価方式にあつては、最高の評価値を得た者から順次に随意契約の交渉を行うものとする。

4 契約責任者は、前2項の場合は、契約保証金、履行を保証する書面（以下「保証証書」という。）及び履行期限を除くほか当初競争に付するときに定めた契約制限価格その他の条件を変更することができない。ただし、別に定める場合で、前項に定める随意契約の交渉の結果、契約責任者が必要と認める場合は、当初競争に付するときに定めた契約制限価格を変更することができる。

5 契約責任者は、落札者が契約を締結しない場合で、随意契約により契約を締結しようとするときは、当該落札者以外の競争に参加した者を契約の相手方としなければならない。この場合においては、履行期限を除くほか、当初競争に付するときに定めた契約制限価格その他の条件を変更することができない。

6 契約責任者は、前項の場合は、自動落札方式及び価格協議方式にあつては、最高又は最低入札者

から順次に随意契約の交渉を行うものとし、その契約金額は、前項の落札者の落札金額以下で、総合評価方式にあつては、最高の評価値を得た者から順次に随意契約の交渉を行うものとし、その契約金額は、前項の落札者の評価値以上で、決定しなければならない。

(見積書の提出)

第34条の2 第24条及び第28条の規定は、前条第3項及び第6項の随意契約の交渉において、見積書の提出を求める場合に適用する。この場合において「入札」とあるのは「見積」と、「入札状況」とあるのは「見積状況」と、「入札状況調書」とあるのは「見積状況調書」と読み替える。

(随意契約の相手方の決定)

第34条の3 契約責任者は、前条の規定に基づき見積書の提出を受けたときは、契約制限価格の制限以内（契約制限価格の設定を省略している場合については、設計額又はこれに準ずる適正な価格とする。）で、自動落札方式の場合は最高又は最低の価格により申込みをした者を、総合評価方式の場合は価格及びその他の条件により算出する評価値が会社にとって最も有利な申込みをした者を、随意契約の相手方としなければならない。

第2節 随意契約の手続

(随意契約の実施基準)

第35条 契約責任者は、随意契約により契約を締結することができる。

2 前項に規定する随意契約の実施基準については、契約の種類ごとに、別に定める。

(見積者の決定)

第36条 契約責任者は、随意契約による場合は、有資格者のうちから適当な者をなるべく2者以上選択して見積書の提出を求めることとする。

2 第29条、第30条第2項及び第31条の規定は、見積書の提出を求める者（以下「見積者」という。）を決定する場合に準用する。この場合において、「競争への参加を求める者」とあるのは「見積者」と読み替える。

3 契約責任者は、前2項の場合において、特別の事情があるときは、第1項の規定にかかわらず特定の者に対し、見積書の提出を求めることができる。

(見積方通知等)

第37条 契約責任者は、前条の規定に基づき見積者を決定したときは、次に掲げる事項について、その者に期限を定めて見積方の通知をしなければならない。

- 一 見積する事項
- 二 契約条項が記載された書面を交付する場所
- 三 見積書の提出期限
- 四 その他必要な事項

2 契約責任者は、前項の場合において、必要があるときは、見積者に対する指示書、仕様書、設計書（金額が記載していないもの）、設計図その他の必要な書類を交付することができる。この場合においては、第14条第2項及び第15条の規定を準用する。

(契約制限価格の作成)

第38条 随意契約による場合において契約制限価格を作成する必要があるときは、第17条から第19条までの規定を準用する。この場合において、「入札」とあるのは「見積」と読み替える。

(見積書の提出)

第39条 第20条、第21条、第24条及び第28条の規定は、見積書の提出を求める場合に準用する。この場合において「入札」とあるのは「見積」と、「入札状況」とあるのは「見積状況」と、「入札状況調書」とあるのは「見積状況調書」と読み替える。

(随意契約の相手方の決定)

第40条 契約責任者は、第36条の規定に基づき見積書の提出を受けたときは、契約制限価格の制限以内（契約制限価格の設定を省略している場合については、設計額又はこれに準ずる適正な価格とする。）で、自動落札方式の場合は最高又は最低の価格により申込みをした者を、総合評価方式の場合は価格及びその他の条件により算出する評価値が会社にとって最も有利な申込みをした者を、随意契約の相手方としなければならない。

2 契約責任者は、契約の性質又は目的から見積書の提出を受け難い場合の契約については、第36条の規定にかかわらず、価格又はその他の条件が会社にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

3 第1項の場合において、契約責任者は、別に定めるところにより事業運営上必要があると認める場合は、契約制限価格の制限以内で価格又はその他の条件が会社にとって最も有利な申込みをした者とその価格について協議を行い、合意を得て、その者を契約の相手方とすることができる。この場合において契約の価格は、合意を得た価格とする。

(随意契約の相手方の決定の特例)

第41条 第36条、第37条、第39条及び第40条の規定にかかわらず、契約責任者は、価格又はその他の条件により2回以上の申込みを認めるせり上げ又はせり下げ方式により、随意契約の相手方を決定することができる。

第4章 契約の締結

(契約締結の通知)

第42条 契約責任者は、競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、これらの者に直ちに、契約を締結する旨の通知をしなければならない。

2 契約責任者は、前項の通知をするときは、当該契約の締結日その他必要な事項を明らかにしておかなければならない。

(契約書の作成)

第43条 契約責任者は、前条第1項の通知を行ったときは、規程第9条に基づき、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

2 契約責任者は、前項の規定により契約書を作成するときにおいて、前条に規定する契約締結の通知後正当な理由がなく、14日以内に契約の相手方が契約書に記名押印しない場合又は契約責任者が契約書に記名押印しない場合は、当該契約が確定しない旨あらかじめ措置しておかなければならない。

3 契約責任者は、前項の場合において、契約締結の通知後正当な理由なく契約の相手方が契約書に記名押印しない場合は当該契約が確定しなかった旨を、契約責任者が契約書に押印しない場合は理由を明示してその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

(契約書の附属書類)

第44条 契約責任者は、契約書を作成するにあたり、次の各号に掲げるもののうち、契約の性質又は目的に応じ、当該契約に必要と認められる書類を契約書の附属書類として、契約書の一部として

の効力を持たせなければならない。

- 一 公告の内容を記載した書面の写し
 - 二 指名通知書又は見積方通知書の写し
 - 三 入札者又は見積者に対する指示書の写し
 - 四 入札書又は見積書の写し
 - 五 契約締結決定通知書の写し（第42条第1項に定める通知を書面により行った場合のみ）
 - 六 共通仕様書
 - 七 特記仕様書
 - 八 設計図（位置図、平面図等の図面を含む。）
 - 九 費用内訳明細書及び工程表又は費用計算書
 - 十 その他契約に必要な書類
 - 十一 前各号の追録その他これらを補足する書類
- （契約書作成の省略）

第45条 契約責任者は、規程第9条ただし書きにより契約書の作成を省略する場合は、請書をもってこれに代え、特に支障がないと認められる場合は、見積書に契約上必要な事項を記載してさらに請書に代えることができる。この場合の附属書類については前条の規定を準用する。

2 契約責任者は、前項に規定する請書に、契約の名称、履行場所、履行期限及び契約金額のほか、次に掲げる事項のうち必要な事項を記載しなければならない。

- 一 権利、義務の譲渡に関すること
- 二 履行の委任又は下請負に関すること
- 三 検査及び目的物の引渡しに関すること
- 四 契約代金の支払の時期及び方法に関すること
- 五 違約金、延滞損害金その他の損害金に関すること
- 六 危険負担及びかし担保責任に関すること
- 七 契約内容の変更及び解除に関すること
- 八 その他必要な事項

3 契約責任者は、契約の相手方に対し、その標準となるべき書式が別に定められている場合は、当該書式に準拠して、当該契約が確定するために必要な請書の作成を求めなければならない。

4 契約責任者は、第42条に規定する契約締結の通知後正当な理由なく14日以内に契約の相手方が請書を提出しない場合は、当該契約が確定しない旨あらかじめ措置しておかななければならない。

5 契約責任者は、前項の場合において請書が提出されなかったときは、当該契約が確定しなかった旨を契約の相手方に通知しなければならない。

（履行ボンド）

第46条 契約責任者は、規程第10条に定める契約保証金に代えて、契約の相手方から、別に定めるとおり、履行ボンドの提出を求める。

第5章 契約の履行

（承諾事項）

第47条 契約責任者は、契約書又はその附属書類において、次に掲げる事項につき会社の承諾又は承認を受けるよう約定している場合は、契約の相手方からの申請に基づき、必要な審査を行わな

なければならない。

- 一 契約によって生ずる債権及び債務の第三者への譲渡又は継承
- 二 契約の全部又は一部の履行の第三者への委任又は請負
- 三 契約の履行につき債務を連帯して保証する完成保証人
- 四 契約代金の請求及び受領の第三者への委任
- 五 その他契約上特に必要と定めた事項

(履行遅滞)

第48条 契約責任者は、契約の相手方の責に帰すべき理由により、契約の相手方が約定の期限内に債務を履行することができない場合は、契約を解除しないで、相当の期間を限り、これを履行遅滞として取扱うことができる。

(延滞金)

第49条 契約責任者は、前条の規定により履行遅滞の取扱いをした場合は、契約金額（目的物の受渡しを要する契約で、既に受渡しを行った部分があるときは、その部分を除く。）について遅延日数1日につき一定の割合で計算した金額を、契約の相手方に対し、延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金その他会社が請求すべき金員をいう。以下同じ。）として請求しなければならない。

2 前項の延滞金は、契約責任者が期限を指定して請求しなければならない。

(危険負担)

第50条 契約責任者は、特定物の給付を目的とした契約において、その受渡し前に、契約の相手方の責めに帰すことのできない理由により債務の全部又は一部が履行不能になった場合の損害は、契約の相手方の負担としなければならない。ただし、会社の責めに帰する理由による場合の損害については、この限りではない。

(損害負担の措置)

第51条 契約責任者は、契約の目的物の受渡し前において当事者双方の責めに帰することのできない理由により生じた損害は、契約の相手方の負担としなければならない。

2 契約責任者は、前項の場合において、天災その他不可抗力により契約の相手方が損害を受けたときは、その損害が重大で、かつ、契約の相手方が善良な管理者の注意をしたと認められる場合に限り、その損害の全部又は一部を会社の負担とすることができる。

(監督)

第52条 規程第11条に規定する監督の方法については、別に定める。

(検査)

第53条 契約責任者は、規程第12条に基づき、契約の相手方から債務の履行を完了した旨の書面による届出を受理したときは、検査責任者に検査を依頼し、又は検査を行い、当該検査の結果、債務の履行が完了したものと確認した場合は、契約の相手方にこの旨を通知し、必要がある場合は、認定書を発行することができる。

(債務の一部不履行)

第54条 契約責任者は、前条に規定する検査の結果、債務の一部が履行されていないことを確認した場合は、契約の相手方に期限を定めて修正又は補完を請求しなければならない。

2 契約責任者は、契約の相手方が前項に定める修正又は補完を完了したときは、当該修正又は補完を完了した部分につき前条の規定を準用する。

(受渡し)

第55条 契約責任者は、第53条に規定する通知又は認定書の発行をした場合で、契約の目的物又はその成果品の受渡しを必要とする場合は、直ちに契約の相手方にその物の受渡しを請求しなければならない。この場合において受渡行為のあったときは、受渡書の提出を受けて当該受渡しに関する権利関係を明確にしておかなければならない。

(かし担保責任)

第56条 契約責任者は、契約の目的物の引渡しを受けた後、契約の種類ごとに定めたかし担保期間内に、その目的物にかしを認めた場合は、当該かしが隠れたるかしであるか否かを問わず、相当の期間を定めて、契約の相手方に対し、代品の提供又はかしの修補を請求するとともに、必要があると認められる場合は、損害賠償を請求しなければならない。

(代価の支払措置)

第57条 契約責任者は、契約の相手方から所定の請求書の提出があった場合は、代価の支払に係る約定期間内にこれを支払うよう措置しなければならない。ただし、前払金及び概算払金を除く代価を支払う場合は、あらかじめ検査に合格していることを確認しなければならない。

2 契約責任者は、前項により代価を支払うにあたり、違約金、遅延損害金、賠償金その他会社が請求すべき金員がある場合は、支払代価からこれらの金額を控除し、なお不足を生ずるときは請求できるよう措置しておかなければならない。

(遅延利息)

第58条 契約責任者は、契約の相手方から支払請求があったときにおいて、会社の責めに帰すべき理由により、前条第1項に規定する約定した支払期間を経過して代価を支払う場合は、その支払金額に対し、期間満了の日の翌日から支払いをする日までの遅滞日数に応じ、一定の割合で計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

2 契約責任者は、会社の責めに帰すべき理由により約定した検査期間内に検査をしなかった場合は、その期間満了の日の翌日から検査を完了した日までの遅滞日数を約定した支払期間の日数から差し引かなければならない。この場合において、検査の遅滞日数が約定した支払期間をこえるときは、そのこえる日数について、一定の割合で計算した金額を遅延利息として契約の相手方に支払うものとする。

(前払金)

第59条 契約責任者は、契約金額のうちから前払金を支払おうとする場合は、別に定める契約の種類ごとの前払金の基準に基づき、その支払うべき金額を約定しなければならない。

2 契約責任者は、契約の相手方が、公共工事の前払金保証事業会社と契約の履行期間を保証期間とする前払金保証契約を締結し、その保証証書を会社に寄託した場合に、前項に定める前払金を支払うものとする。

3 契約責任者は、契約の相手方が前払金を当該契約を履行するため以外の目的に使用することを認めてはならない。

4 契約責任者は、契約内容の変更その他の理由により契約代金の額又は履行期間を変更する場合に、併せて前払金の額を増減し又は前払金の保証期間を変更する必要がある場合は、あらかじめ、これに伴う措置を約定しておかなければならない。

5 契約責任者は、部分払を行う場合において、契約の相手方に前払金を支払っているときは、償却

を完了するまで、出来高の全体に対する割合をその前払金に乗じて得た額に相当する額を支払うべき部分払いの額から控除するよう措置しておかなければならない。

(部分払)

第60条 契約責任者は、部分払を行おうとする場合は、あらかじめ、その支払率、回数、支払期限等を約定しておかなければならない。

(代価の精算)

第61条 契約責任者は、契約の目的物の受渡しを要する契約についてはその受渡しを行ったとき、契約の目的物の受渡しを要しない契約については債務の履行が完了したことを確認したときに、当該契約の債務に係るすべての代価を精算するよう措置しなければならない。

2 第57条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(代価の請求方法)

第62条 契約責任者は、会社の財産を譲渡し、又は貸与しようとする場合において請求すべき代価があるときは、当該財産の引渡し前に約定した代価の支払により譲渡又は貸与しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合又は機械、物品等の貸与に伴う使用料、損料その他の代価を請求しようとする場合は、相当の期間を定め、分割支払を認めることができる。

2 第57条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第6章 契約の解除及び変更

(契約の解除)

第63条 契約責任者は、契約の相手方が次の各号の一に該当する場合又は会社の事業運営上必要がある場合は、契約の全部又は一部を解除することができるよう約定しておかなければならない。

- 一 正当な理由によらないで契約の全部若しくは一部を履行しない場合又は約定期限までに債務の履行を完了する見込みがない場合
- 二 正当な理由により契約の解除を申し出た場合
- 三 前各号に掲げる場合のほか契約上の業務に違反していると認められる場合

2 前項の規定により契約を解除した場合において既済部分があるときは、これを引き取るものとする。この場合における代価は、既済部分についての出来形に応じたものとする。

(履行請求)

第64条 契約責任者は、契約の相手方が前条第1項各号の一に該当する場合において、完成保証人を立てているときは、契約を解除しないで当該完成保証人に対し債務の履行を完了すべきことを請求しなければならない。

2 契約責任者は、前項の請求を行った場合は、完成保証人に、契約の相手方が会社に対して有する債権及び債務の全部又は一部を承継するよう措置しなければならない。この場合においては、承継当事者双方、保証事業会社その他の関係人を立ち合わせたうえ、書面をもって、権利関係の確認をしておかなければならない。

(違約金の請求)

第65条 契約責任者は、完成保証人を立てている契約において、契約の相手方又は完成保証人の責めに帰すべき理由により当該契約を解除したときは、契約の相手方若しくは完成保証人又はそのいずれからも、一定率以上の違約金を請求できるようあらかじめ約定しておかなければならない。

2 契約責任者は、契約保証金の支払又は保証証書の提出が必要な契約において、契約の相手方の責

めに帰すべき理由により当該契約を解除したときは、違約金に代え、契約保証金又は保険金を請求できるようあらかじめ約定しておかなければならない。ただし、契約の目的又は性質により必要ある場合は、一定率以上の違約金の請求を約定することができる。

(損害賠償の請求)

第66条 契約責任者は、契約の相手方又はその完成保証人の責めに帰すべき理由により、当該契約に関し会社が損害を受けたときは、前条第1項に規定する違約金のほかにその損害の賠償を契約の相手方又はその完成保証人に請求することができるようあらかじめ約定しておかなければならない。

2 契約責任者は、契約保証金の支払又は保証証書の提出が必要な場合において、契約の相手方の責めに帰すべき理由により、当該契約に関し会社が損害を受けたときは、契約保証金又は保険金のほかにその損害の賠償を請求することができるようあらかじめ約定しておかなければならない。ただし、前条第2項ただし書の規定により違約金を請求することを約定している場合はこの限りではない。

(契約書等の変更)

第67条 契約責任者は、契約の内容を変更したときは、契約書（請書を含む。）及びその附属書類をすみやかに改訂しなければならない。このときにおいては、第42条及び第43条の規定を準用する。

(契約金額等の変更方法)

第68条 契約責任者は、契約金額又は契約単価を変更しようとする場合は、契約の相手方から見積書又は承諾書の提出を受けなければならない。

(履行期限の変更方法)

第69条 契約責任者は、契約の履行期限を変更しようとする場合は、契約の相手方と協議のうえ、変更日数その他必要な事項を決定しなければならない。

2 契約責任者は、契約の相手方が約定の期限内に債務を履行することができない場合は、契約の相手方から書面により届出のあった理由、延期日数等について、契約の相手方と協議のうえ、変更日数その他必要な事項を決定しなければならない。

(変更による損害の補填)

第70条 契約責任者は、会社の責めに帰すべき理由により、契約内容を変更した場合において、契約の相手方が損害を受けたと認められるときは、これを補填する措置をとることができる。

2 前項の措置は、契約の相手方から損害の種類、損害額その他請求の理由を書面により届出のあった場合に講じるものとする。

第7章 雑則

(報告事項)

第71条 支社長は、規程第15条に定める報告について、別に定めるところにより、技術本部長に報告しなければならない。

2 支社長は、次の各号の一に該当する場合は、特に軽微な契約を除き、そのつど、次の各号に掲げる事項を技術本部長に報告しなければならない。

- 一 延滞損害金若しくは違約金又は損害賠償金の請求を行った場合
- 二 かし担保請求を行った場合
- 三 契約を解除した場合

- 四 契約の履行を長期にわたって中止した場合
- 五 遅延利息の支払又は損害の賠償を行った場合
- 六 契約上の紛争が生じた場合
- 七 その他特に必要があると認めた場合

(適用除外)

第72条 国、地方公共団体その他の公法人若しくは財団法人又は社団法人に事務の委託をする場合においては、第2章及び第3章の規定を適用しない。

(国際入札の特例)

第73条 契約を国際入札の方法により締結しようとする場合は、規程の特例を別に定めることができる。

(実施手続)

第74条 この規定を実施するための必要な要領等については契約の種類ごとに別に定める。

附 則

この細則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年度細則第5号)

この細則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年度細則第23号)

この細則は、平成19年3月1日から施行する。

附 則 (平成18年度細則第38号)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度細則第14号)

この細則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年度細則第21号)

この細則は、平成20年2月1日から施行する。

附 則 (平成20年度細則第8号)

この細則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年度細則第11号)

この細則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 (平成20年度細則第14号)

この細則は、平成20年9月11日から施行する。

附 則 (平成20年度細則第26号)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度細則第11号)

この細則は、平成21年9月17日から施行する。

附 則 (平成22年度細則第6号)

この細則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年度細則第19号)

この細則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則 (平成22年度細則第34号)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度細則第33号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

契約規程実施細則別表1 (第2条第1項関係)

契約責任者

組織	責任者の職	代理者の職	職務の範囲
本社	技術本部長	技術部長	本社の所掌に属する契約及び契約の履行についての監督(以下本表において「契約等」という。)のうち、他の契約責任者の所掌に関する事務を除いた事務(ただし、協定等により契約の相手方が特定されているもの並びに施工管理及び調査等管理の受託業務に関するものを除く。)
	技術本部長以外の本部長	技術部長以外の部長及び室長	各部及び室の所掌に属する契約等に関する事務のうち、次の各号に掲げるものに係る契約等に関する事務 1 工事等の請負等及び物品等の購買等のうち、技術本部長が所掌する基本契約に基づき、当該基本契約の相手方から調達することが可能なもの。 2 工事等の請負等及び物品等の購買等のうち、市場競争が存在しないため、任意に相手方を特定して調達することが可能なもの。 3 工事等の請負等及び物品等の購買等のうち、第36条第3項に基づき特定の者に対し見積書の提出を求めて随意契約を行うもので、かつ契約金額が250万円未満であるもの。 4 工事等の請負等のうち、第72条に基づき事務の委託を行うもの。 5 物品等の購買等のうち、契約金額が50万円未満であるもの。
支社	支社長	副支社長(新潟支社にあっては総合企画部長又は道路事業部長)	当該支社の所掌に属する契約等に関する事務(工事等の請負等及び物品等の購買等のうち、技術本部長が所掌する基本契約に基づき、当該基本契約の相手方から調達することが可能なものも含む。)
事務所	事務所長	副所長(副所長が2人以上おかれている事務所にあっては事務担当副所長、副所長がおかれない事務所にあっては庶務課長又は総務担当課長)	当該事務所の所掌に属する契約等に関する事務(工事等の請負等及び物品等の購買等のうち、技術本部長が所掌する基本契約に基づき、当該基本契約の相手方から調達することが可能なものも含む。)

契約規程実施細則別表2 (第2条第1項関係)

検査責任者

組織	責任者の職	代理者の職	職務の範囲
本社	経営企画部長	所管課長（当該検査項目に係る事務を所掌する課長をいう。以下本表において同じ。）	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、経営企画部の所掌するものに関する検査に関する事務
	グループ統括室長	所管主幹（当該検査項目に係る事務を所掌する主幹をいう。以下本表において同じ。）	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、グループ統括室の所掌するものに関する検査に関する事務
	C S R ・ T D 推進室長	所管主幹	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、C S R ・ T D 推進室の所掌するものに関する検査に関する事務
	業務監査部長	所管主幹	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、業務監査部の所掌するものに関する検査に関する事務
	総務部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、総務部の所掌するものに関する検査に関する事務
	人事部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、人事部の所掌するものに関する検査に関する事務
	広報・I R 部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、広報・I R 部の所掌するものに関する検査に関する事務
	経理部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、経理部の所掌するものに関する検査に関する事務
	財務部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、財務部の所掌するものに関する検査に関する事務
	情報システム部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、情報システム部の所掌するものに関する検査に関する事務
	技術部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、技術部の所掌するものに関する検査に関する事務
	環境部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、環境部の所掌するものに関する検査に関する事務
	海外事業部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、海外事業部の所掌するものに関する検査に関する事務
	管理事業本部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、管理事業本部の所掌するものに関する検査に関する事務。ただし、管理事業本部の各部長が所掌する事務を除く。
	営業部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、営業課及び料金計画課の所掌するものに関する検査に関する事務
	保全部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、保全課の所掌するものに関する検査に関する事務

			関する事務
	施設部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、施設課及び施設計画課の所掌するものに係る検査に関する事務
	交通部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、交通課の所掌するものに係る検査に関する事務
	建設事業本部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、建設事業本部の所掌するものに係る検査に関する事務。ただし、建設事業本部の各部長が所掌する事務を除く。
	建設部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、建設課及び高速道路計画課の所掌するものに係る検査に関する事務
	用地部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、用地課及び資産管理課の所掌するものに係る検査に関する事務
	技術マーケティング推進室長	所管主幹	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、技術マーケティング推進室の所掌するものに係る検査に関する事務
	事業開発本部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、事業開発本部の所掌するものに係る検査に関する事務。ただし、事業開発本部の各部長が所掌する事務を除く。
	エリア事業部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、エリア事業課の所掌するものに係る検査に関する事務
	新事業開発部長	所管課長	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、新事業開発課の所掌するものに係る検査に関する事務
支社	総合企画部長	所管課長	当該支社の所掌に属する検査に関する事務のうち、総合企画部の所掌するものに係る検査に関する事務
	技術部長	所管課長	当該支社の所掌に属する検査に関する事務のうち、技術部の所掌するものに係る検査に関する事務
	管理事業部長	所管課長	当該支社の所掌に属する検査に関する事務のうち、管理事業部の所掌するものに係る検査に関する事務。ただし管理事業部道路管制センター長が所掌する事務を除く。
	道路管制センター長	所管課長	当該支社の所掌に属する検査に関する事務のうち、交通管理課、交通技術課及び管制課の所掌するものに係る検査に関する事務
	建設事業部長	所管課長	当該支社の所掌に属する検査に関する事務のうち、建設事業部の所掌するものに係る検査に関する事務
	道路事業部長	所管課長	当該支社の所掌に属する検査に関する事務のうち、道路事業部の所掌するものに係る検査に関する事務。ただし、道路事業部道路管制センター長が所掌する事務を除く。
事務所	事務所長	副所長（副所長が2人以上置かれている事務所においては事務担当副所長（技術関係の検	当該事務所の所掌に属する検査に関する事務

		査については技術担当副所長)、副所長が置かれていない事務所にあつては庶務課長又は総務担当課長 (技術関係の検査については工務課長又は工務担当課長)	
--	--	---	--

契約規程実施細則別表3 (第2条第3項関係)

代行責任者

組織	契約責任者の代行責任者	職務の範囲
本社	室長又は部長	当該部等の所掌に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務に係る契約及び監督に関する事務 1 契約制限価格が250万円以上1億円未満の工事 2 契約制限価格が250万円以上3,000万円未満の調査等 3 契約制限価格が250万円以上1,000万円未満の物品等
	課長(チームにあつてはチームリーダー、お客さまセンターにあつてはお客さまセンター長、海外事務所にあつては海外事務所長)	当該課等の所掌に属する事務のうち、契約制限価格が250万円未満の工事等及び物品等に係る契約及び監督に関する事務
支社	部長又は課長	当該支社の所掌に属する事務に係る契約及び監督に関する事務のうち、支社長が別に定めるもの
事務所	副所長、課長又は担当課長	当該事務所の所掌に属する事務に係る契約及び監督に関する事務のうち、支社長が別に定めるもの